



草加八潮消防組合監査委員告示第 1 号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 9 日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 佐 藤 利 器

1 監査対象所属

企画課、総務課、警防課、草加消防署管理課

2 監査対象事務

令和4年度及び令和5年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務

3 監査期間

令和5年10月6日（金）から令和6年1月26日（金）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査基準第10条並びに草加八潮消防組合監査事務処理要領第5条及び第6条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 企画課

企画課は、企画調整係、財政係及び庁舎建設室の2係1室が置かれています。

令和5年度の職員体制については、組合職員数の3.0%、10人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和5年4月1日現在）

所属	人数	割合
企画課※	10人	3.0%
その他の所属	320人	97.0%

※ 草加市からの派遣職員1人及び会計年度任用職員1人を除く。

企画課は、消防組合の運営の方向性を定めることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、企画調整係は、消防行政の企画立案や議会・監査・公平委員会に係る事務などを、財政係は、組合の財政に関する事務や入札・契約事務などを、庁舎建設室は、消防庁舎の整備計画の調整及び建設等に関する事務を担い、その業務は多岐にわたっています。

(2) 総務課

総務課には、庶務係と職員係が置かれています。

令和5年度の職員体制については、組合職員数の4.8%、16人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和5年4月1日現在）

所属	人数	割合
総務課※	16人	4.8%
その他の所属	314人	95.2%

※ 地方自治法による構成市への派遣職員2人及び草加市からの派遣職員1人を除く。

総務課は、消防組合の総合調整としての役割を担い、働きやすい職場環境作りに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、庶務係は、議案に関する事務や条例、規則の制定や改廃の調整、情報公開制度や個人情報保護制度の総合調整、収支の審査や決算の調製などの会計事務を、職員係は、職員の人事、給与及び厚生管理並びに研修の実施などを担い、その業務は多岐にわたっています。

(3) 警防課

警防課には、警防係、救助係及び救急係の3係が置かれています。

令和5年度の職員体制については、組合職員数の2.7%、9人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和5年4月1日現在）

所属	人数	割合
警防課※	9人	2.7%
その他の所属	321人	97.3%

※ 再任用短時間勤務職員2人を除く。

警防課は、救急救命士の養成・教育や消防車両の整備などを通して、市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、警防係は、開発行為等の協議や消防水利の維持管理を、救助係は、消防車両を初め、消防活動に必要な資機材の更新配備や緊急消防援助隊の編成などを、救急係は、救急救命士の養成・教育訓練や管内公共施設等へのAED普及促進の業務などを担っています。

(4) 草加消防署管理課

草加消防署管理課には、管理系の1係が置かれています。

令和5年度の職員体制については、組合職員数の1.5%、5人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（令和5年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署管理課※	5人	1.5%
その他の所属	325人	98.5%

※ 再任用短時間勤務職員2人を除く。

草加消防署管理課は、消防、救急活動を行う現場活動とは一線を画す立場から、草加消防署の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、災害活動拠点となる庁舎の整備や維持管理を初め、草加市消防団に関する事務など、消防活動を支えるための業務を実施しています。

令和４年度及び令和５年度の９月３０日までに執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、次に述べる部分を除き概ね適正に執行されていると認められました。

一部適正を欠くものについては、適切な措置を講じてください。

7 指摘事項

(1) 見積書の提出期限について【対象：総務課、草加消防署管理課】

契約行為に係る事務処理において、相手方から提出された見積書の収受日が、見積書提出期限を過ぎた日付で押印されているものが見受けられました。

提出期限を過ぎた見積書を受領し、契約行為に係る事務処理を行うことは、手続の透明性が欠けることになり、市民への説明責任を果たすことができず、消防行政に対する信頼を損なうことも懸念されます。

公文書の重要性を再度認識し、事務手続における透明性の向上を図るため、適正な事務処理を行ってください。